

## 改正特例事業承継税制

**Q**：経営承継円滑化法の一部改正が令和6年4月1日にあり、事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限が2年延長されましたが、詳しく内容を教えてください。

**A**：特例事業承継税制の検討は早めに。

### 1. 特例事業承継税制の概要

事業承継税制の特例措置で、特例後継者が特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与・相続等により特例認定承継会社の非上場株を取得した場合、取得した全ての非上場株の課税価格に対する贈与税・相続税の全額が、特例後継者死亡の日等まで納税猶予されます。

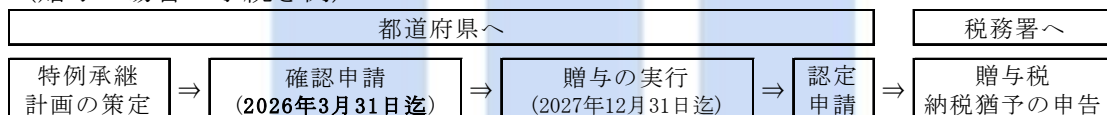
|            | 一般措置                         | 特例措置（時限措置）                           |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 対象株数       | 総株式数の最大3分の2まで                | 全株式                                  |
| 納税猶予割合     | 贈与100%・相続80%                 | 100%                                 |
| 承継パターン     | 複数の株主から1人の後継者                | 複数の株主から最大3人の後継者                      |
| 雇用確保要件     | 承継後5年間平均8割の雇用維持が必要           | 左記が未達成でも継続可（一定要件有）                   |
| 自主廃業・譲渡の場合 | 株価下落の場合も、承継時の株価を基に贈与税・相続税が課税 | 株価下落の場合、廃業時の株価や株式譲渡額を基に減免有（一定要件有）    |
| 相続時精算課税の適用 | 60歳以上の者から18歳以上の子・孫への贈与が対象    | 60歳以上の者から18歳以上の者への贈与が対象（贈与者の子や孫以外も可） |

### 2. 納税猶予を受けるための手続

都道府県知事の認定・税務署への申告等の手続が必要です。

**(1)特例事業承継計画の提出期限**：改正により提出期限は2年延長（2026年3月31日まで）され、期限までに特例承継計画を都道府県へ提出することが必要です。

（贈与の場合の手続き例）



※贈与の場合は、後継者が役員就任3年以上であることが要件です。

※受贈者の年齢と件は「18歳以上」（改正前20歳以上）に改正。

**(2)認定を受けた後の手続**：（申告期限後5年間）都道府県へ年次報告書、税務署へ継続届出書の提出が必要です（年1回）。

（5年経過後）雇用が5年平均8割を下回った場合は、実績報告の提出が必要です。

（6年目以降）税務署へ継続保有等届出書の提出が必要です（3年に1回）。

### 3. 留意点

特例承継計画の提出期限は延長されましたが、特例措置の適用期限（2027年12月31日）は延長されていません。贈与の場合、後継者が役員就任3年以上の要件がありますので注意が必要です。

| 事業承継税制 | 特例承継計画の提出期限 | 制度の適用期限     |
|--------|-------------|-------------|
| 特例措置   | 2026年3月31日  | 2027年12月31日 |

令和6年10月  
税理士法人石井会計